



倉敷市市民企画提案事業について

答 申

平成31年3月18日

倉敷市市民企画提案事業審議会

目 次

	頁
審查結果	3
個別講評	4
審議會委員名簿	6

(資料)

諮問書，倉敷市市民企画提案事業実施要綱

倉敷市市民企画提案事業は、地域の身近な課題を解決するため、市民活動団体の皆さんと市とが一緒になって実施する協働事業や、市民活動団体の皆さんが単独で実施する公益的な自主事業にかかる経費の一部を市が補助する事業です。

「倉敷市協働の指針～市民参加による協働のまちづくり～(平成 20 年 3 月)」の中で、「新しい公共」という言葉がキーワードの一つとして挙げられています。「新しい公共」とは、行政だけが公共の役割を担うのではなく、市民・企業等の地域の様々な主体が公共の担い手の当事者としての自覚と責任をもって活動することで「支え合いと活気がある社会」をつくるという考え方です。本事業は、この「新しい公共」を創造するための重要な事業と位置づけられます。

社会が成熟するにつれ、個人の価値観は多様化し、行政の一元的判断に基づく公益の実施では社会のニーズが満たされなくなってきました。行政により独占的に担われてきたこれまでの「公共」に加え、これからは市民・市民活動団体・行政等の協働によって「新しい公共」を実現しなければなりません。

今年度は、協働事業部門 3 団体、自主事業部門 5 団体の計 8 団体から事業の応募がありました。倉敷市市民企画提案事業審議会は、これを受けて申請書類及び 2 月 16 日の公開プレゼンテーションとその質疑応答に対して、審査基準に則り、厳正かつ公正に審査を実施しました。本答申はその結果をまとめたものです。

結果として、応募のあった 8 件すべてが採択基準点を超えていました。採択された皆様の活動により、「市民参加による協働のまちづくり」が促進されることを期待します。

さらに、本事業の充実・発展を期待して、次年度以降、次のような人からの応募を願ってやみません。

- ・「社会や環境に良いことをしたい」、「社会や環境を良くしたい」と考え、行動する人
- ・社会、環境、人権など、地域社会が抱える課題に対して、使命感を持って挑める人
- ・人の多様性を尊重することを大切にする人
- ・学習によって得た知識を実践・行動に結びつけることのできる人

最後に、本事業に格別のご理解とご協力を賜り、公開プレゼンテーションの実施に真摯に対応していただきました関係者の皆様にお礼申し上げます。

平成 31 年 3 月 18 日

倉敷市市民企画提案事業審議会
会 長 田 口 豊 郁

審査結果

2月16日に開催した公開プレゼンテーションで、申込団体や市担当課が事業内容の説明を行い、その説明や質疑応答を通して、審議会が事業の実現可能性や団体の熱意など、次に掲げる審査基準にもとづいて審査を行った。

【審査基準】

区分	審査基準	審査の視点	点
団体	組織体制	知識、専門性、経験など他にない強みがあるか 事業実施、事務処理、広報など会員間で役割を分担しているか 自主財源（事業収益、寄付、会費）を確保する取り組みはあるか	20
	意欲	打ち合わせや活動を定期的に行っているか（開催頻度、参加会員数） 【新規のみ】課題解決に取り組む姿勢と熱意に共感できるか 【2年目以降】ブログ「まちづくりびと@倉敷」への投稿回数	
	活動	団体の信頼性を高めるため、運営や活動の情報公開をしているか 中・長期的な活動計画があるか 【2年目以降】設定した目標への取り組み状況	
目的	課題設定	解決しなければならないという点に共感できるか 設定した課題は社会的背景に合致しているか 市民ニーズは事実にもとづいて分析されているか	20
	公益性	利益を受ける範囲が限定的ではなく、不特定多数の市民に開かれているか 行政が補助してよい内容であるか 事業の実施により市民サービスの向上が期待できるか	
計画	有効性	課題解決に向け、的を射る有効な事業計画であるか 住み良いまちの実現に繋がる内容であるか 事業の発展や地域社会への波及効果が期待できるか	20
	妥当性	趣味的なものではなく、一般市民の理解が得られる内容であるか 事業計画は団体の設置目的に沿っているか 活動の実施回数は十分確保されているか	
	協働性 【協働事業 部門のみ】	団体と市の役割分担が明確かつ妥当であるか 団体が単独で実施するよりも、明らかに高い効果が見込めるか 事業計画に団体と市、双方の意見を反映しているか	
実現	創意工夫	活動を広く知ってもらおう工夫がみられるか 実施時期や開催場所の選定に、事業の効果を高める工夫がみられるか 新しい視点からのアイデアや独自性が盛り込まれているか	20
	実施体制	地域、団体、企業など、他の組織と実施に必要な連携が図られているか 事業遂行に必要な専門知識や技術を持ったスタッフを確保しているか	
予算	予算設定	過大な支出を抑えた、費用対効果の高い予算設定であるか 予算額の積算根拠が明確であるか 参加費を集めるなど、相応の受益者負担を求めているか	20

【審査結果】

次の表は事業を得点の高い順に並べたものである。各委員の持ち点を100点とし、全委員の平均点をその事業の得点とした。得点が50点以上の事業を採択できるものとしているが、今回はすべての事業で50点以上となっている。

順	事業名	団体名及び担当課名
1	安心して子育てできるまち・倉敷をめざして～ 妊娠期からつながる地域ふれあい交流活動事業	特定非営利活動法人 子育て応援ナビぽっ かぽか 健康づくり課
2	聴覚障害者のための和太鼓ワークショップ事業(3)	備中邦楽の里フェスタ実行委員会
3	障がい者・障がい児の「働きたい」を応援する 事業～注文をまちがえるレストラン～	特定非営利活動法人 まこと
4	人と猫が共存できる地域の環境対策としての 地域猫活動	倉敷地域ねこ活動をすすめる会 生活衛生課
5	コミュニティ駄菓子屋事業	倉敷東学区社会福祉協議会
6	玉島陶・服部地域を持続可能な地域にするため の人材発掘と育成の研究会	玉島陶・服部地域まちづくり協議会 企画経営室くらしき移住定住推進室
7	猫のレスキューを通して命の大切さを伝える 「猫レスキュー活動」	倉敷猫まもりの会
8	子どものためのプログラミング道場 CoderDojo Kurashiki	特定非営利活動法人 吉備たくみ会

個別講評

安心して子育てできるまち・倉敷をめざして～妊娠期からつながる地域ふれあい交流活動事業

[協働・市民提案コース]

妊婦自身の育った地域以外で子育てしている「アウェイ育児」支援として、毎月子育て講座や交流会を開催し、地域とつながり安心して子育てできる環境作りを目指した実施計画は、高く評価できる。NPO 法人としての活動実績や行政との連携体制も整っており、課題解決に向けた効果的な取り組みが期待できる。PR の重要性は十分に理解できるが、印刷製本費のデザイン料については、汎用的なデザインを採用することで発注回数の調整など検討の余地がある。SNS の活用はもとより、移動手段を持たない妊婦でもアクセスし易いコンビニエンスストアなど、チラシの配布場所の工夫にも期待したい。

聴覚障害者のための和太鼓ワークショップ事業（3）

[自主事業コース]

聴覚障がい者が参加可能な和太鼓体験ワークショップを継続して開催しており、高く評価できる。FAX しか連絡手段のない参加者への緊急時対応や、より早めの中止・延期等の判断といった課題も把握し、今後の改善策も検討されている。ただし、ブログ「まちづくりびと@倉敷」への投稿ができていないのが残念である。ICT やプロジェクションマッピングと同期して健常者も楽しめるイベントにする、あるいは今日まで培ってきたノウハウ自体を収益事業化して自立を目指すなど、ノーマライゼーションの理念を生かした「倉敷モデル」の取り組みとして今後に期待する。

障がい者・障がい児の「働きたい」を応援する事業～注文をまちがえるレストラン～

[自主事業コース]

障がい者・障がい児の「働きたい」を支援する事業として実績を上げており、高く評価できる。年2回の「注文をまちがえるレストラン」は完全入替制で満席となっており、ビジネスモデル化できる内容である。受け入れても良いと考えているお客様に対してのサービス提供なので、できれば働いている人へのフィードバックを含めた持続可能な事業を見据えた価格設定を検討しても良いのではないかと。同時に、注文に応じて違う色のシールを貼るといった「まちがえない工夫」をまとめ、今後の就業支援ならびに事業に協力してくれる経営者発掘につなげる取り組みにしていきたい。

人と猫が共存できる地域の環境対策としての「地域猫活動」

[協働・行政提案コース]

行政だけでは対応の難しい野良猫の問題に対して積極的に啓蒙活動し、不妊去勢手術をして元にもどす TNR 活動で、猫と共存する地域環境作りをしていることは、高く評価できる。あらたに協働・行政提案コースで申請しているので、岡山市の取り組みなどを参考にし、広報活動の充実など行政と連携した今後の取り組みに期待する。猫は 100%妊娠するので個体数を増やさないための TNR 活動は有益であるが、その費用捻出が大きな課題であるため、写真展でのグッズ販売等、収益事業を通じ継続可能な活動へ深化していく方策も検討いただきたい。

コミュニティ駄菓子屋事業

[自主事業コース]

高齢者に生きがいをもたらす継続した取り組みは実績を上げており、地域活性化の努力も評価できる。事業継続のための資金確保に課題を感じているようだが、次年度は地域の関係者などから資金を集める工夫をすることで事業の継続可能性を高めていただきたい。例えば、地域の高齢者から子ども達へお年玉として千円程度の寄付を募る、宿題の補助や学習支援をすることで保護者から指導料を集めるなどが考えられる。また、大学生との連携や三世代交流の仕組みも形になっているので、蓄積したノウハウをまとめ、他の地区への先駆けとして指導的な役割を担っていただくことにも期待する。

玉島陶・服部地域を持続可能な地域にするための人材発掘と育成の研修会

[協働・行政提案コース]

「ほどよい田舎」をキーワードに、パンフレットやウェブサイトを作成し、ケールを活用した農業体験交流会を開催するなど広報に努め、これまで着実に活動実績を積み上げてきている点は評価したい。ただし、移住定住をテーマとする協働事業であることを踏まえると、今回の計画に移住者のための土地や家が不足しているという課題への解決策が盛り込まれないまま、研修会やアンケートなど地域住民の人材発掘へと事業が展開されていることは少し残念に思う。行政担当課の知恵を借りながら、現状の打開策を模索していただきたい。

猫のレスキューを通して命の大切さを伝える「猫レスキュー活動」

[自主事業コース]

猫の殺処分数を減らすため、ボランティアの人材を新たに育成することにより、保健所に収容した後には亡くなる生後間もない猫を少しでも多く助けようという計画である。また、事業の参加者に猫の適切な飼育方法を学んでもらうことで、地域でのトラブルを未然に防ぐ工夫がされている。いずれも価値ある取り組みと考えるが、直接の受益者が見えにくい面もあり評価が難しく感じた。岡山市の取り組みなどを参考にし、飼育費用補助や広報活動の充実など、行政との連携した取り組みを進めていただきたい。

子どものためのプログラミング道場～CoderDojo Kurashiki.

[自主事業コース]

真備地区で被災しパソコンを失った児童を対象にしたプログラミング体験を行う計画には期待できる。ただし、事業を継続していくためには何らかの資金集めの方策が不可欠である。CoderDojo 憲章により参加費は無料と決められているとのことであるが、受益者から徴収しないのであれば、趣旨に賛同する企業からの寄付を募るといったような取り組みが必要となる。行政や学校教育との連携も視野に入れながら、事業を展開していただきたい。

倉敷市市民企画提案事業審議会委員名簿（第7期）

平成31年1月9日現在

氏 名（敬称略）	所 属 等
あべ のりこ 阿部 典子	NPO法人みんなの集落研究所 首席研究員
いしだ まい 石田 麻衣	太陽綜合法律事務所 弁護士
おおもり としひろ 大森 利弘	備中県民局 地域づくり推進課 課長
きど けいこ 木戸 啓子	倉敷市立短期大学 保育学科 教授
しんみょう としき 新名 俊樹	くらしき作陽大学 音楽学部音楽学科長 准教授
すやま たかやす 須山 恭安	NPO法人倉koi実行委員会 代表理事
せのお じゅんこ 妹尾 順子	南浦地区社会福祉協議会役員 愛育委員
たくち とよひろ 田口 豊郁	川崎医療福祉大学 医療福祉学部子ども医療福祉学科 教授
なんば まさお 難波 政雄	藤戸天城コモンライフ町内会会長 三井造船OB
ひらまつ もとお 平松 基生	玉島信用金庫 営業統括部長

50音順

倉敷市市民企画提案事業審議会

会長 田口 豊郁様

倉敷市市民企画提案事業について（諮問）

倉敷市市民企画提案事業実施要綱（平成18年11月21日施行）第7条第2項の規定に基づき、次の倉敷市市民企画提案事業の採択に係る審査について諮問します。

平成31年1月16日

倉敷市長 伊東 香織

記

1 平成31年度申込事業の採択審査

子どものためのプログラミング道場 CoderDojo Kurashiki 外7件

倉敷市市民企画提案事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、自主自立した市民公益活動が多様に展開され、もって市民参加や協働によるまちづくりを推進するため、市民公益活動をしようとする団体が提案する事業(以下「提案事業」という。)に補助金を交付するものとし、その申請、選定及び補助金交付等に関しては、倉敷市補助金等交付規則(昭和43年倉敷市規則第30号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(提案事業の部門)

第2条 提案事業は、次に掲げる部門で構成し、各部門の補助の目的は別表に定めるところによる。

- (1) 自主事業部門(自主事業コース)
- (2) 協働事業部門
 - ア 市民提案コース
 - イ 行政提案コース

(申込団体)

第3条 申込みできる市民活動団体は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 本市内に活動拠点を有する団体
- (2) 組織運営等に関する規則、会則、会員名簿を備えている団体
- (3) 提案時において、次のいずれかに該当する5人以上で構成している団体。
 - ア 本市内に住所を有する者
 - イ 本市内に勤務する者
 - ウ 本市内の高校、短大、大学その他の各種学校等に在学している者
- (4) 別表に定める要件に適合する団体
- (5) 新規事業又はそれと同様と認められる事業

2 第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する団体は、申し込みできないものとする。

- (1) 公職選挙法(昭和25年法律第100号)第3条に規定する公職にある者(候補者を含む。)又は政党等を推薦し、若しくはこれらに反対することを目的とする団体
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第

6号に規定する暴力団員が支配人，無限責任社員，取締役，監査役若しくはこれらに準ずべき地位に就任し，又は実質的に経営等に関与している団体

- (3) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条及び第8条の規定による処分を受けている団体又はその構成員の統制下にある団体
（対象となる提案事業）

第4条 提案事業は，次の各号のいずれにも該当するものを対象とする。

- (1) 提案団体が実施主体となる事業
(2) 単年度で完結する事業
(3) 本市又は本市の外郭団体の補助を受けない事業
(4) 原則として本市内で実施される事業
(5) 協働事業部門は，本市が実施中又は実施予定としている事業と重複しない事業
(6) 新規事業又はそれと同様と認められる事業

2 前項の規定にかかわらず，次の各号のいずれかに該当する事業は提案事業の対象としない。

- (1) 施設等の整備（不動産の取得を含む。）が交付申請額の10分の3を超える事業
(2) 個人給付等の補助的要素を含む事業
(3) 営利を目的とする事業又は間接的に営利につながると推定される事業
(4) 宗教上の教義，信者の教化育成等に係る事業
(5) 政治上の主義の推進，支持，反対等の主張又は表明に係る事業
(6) 国又は県から，同様の内容で補助を受けている事業
(7) 行政に対する要望又は陳情を目的とする事業
（提案事業の公募）

第5条 市長は，提案事業を期間を定めて募集するものとする。

2 市長は，募集要項を定めて公表するものとする。

3 前項の募集要項には，審査の方法及び基準を記載するものとする。

（申込方法）

第6条 前条の募集に応じて申し込みをしようとする団体（以下「提案団体」という。）は，次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 事業申込書
(2) 事業計画書

- (3) 収支予算書
- (4) 組織運営体制
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 提案団体は、同一の募集期間内において1事業のみ申し込みできるものとする。

3 協働事業部門への申し込みにおいては、提案団体は、協働の相手方となる市の担当課（以下「市担当課」という。）と提案事業の内容について、事前に合意しておくものとする。

（提案事業の選考及び通知）

第7条 市長は、前条第1項の規定による申込書類の提出を受けた提案事業について、第5条第3項の規定による方法等により審査するものとする。

2 前項の審査にあたっては、市長が倉敷市市民企画提案事業審議会（以下「審議会」という。）に諮問するものとする。

3 市長は、審議会の答申を踏まえ、適当と認める提案事業（以下「採択事業」という。）を選考し、選考結果を当該提案団体に通知するものとする。

4 市長は、採択事業の概要及び選定理由を公表するものとする。

（経費の補助）

第8条 市長は、別表に定めるところにより、採択事業の実施に要する経費について、補助金を交付することができる。

2 同一団体に対する補助金の交付は、各コース合わせて5年までとする。

（対象経費）

第9条 補助金の交付の対象とする経費は市長が別に定める。

（採択事業の具体化と進行管理）

第10条 第7条第3項の規定により採択事業として通知を受けた提案団体（以下「実施団体」という。）及び市長は、それぞれの役割分担及び事業内容を明確にした協定書を締結するものとする。ただし、自主事業コースの実施団体についてはこの限りではない。

2 協働事業部門の実施団体及び市長は、協定書に則り、採択事業の実施及び進行管理を行うものとする。

3 市長は、進行状況並びに実施結果について、適時に公表するものとする。

（採択事業の変更）

第11条 実施団体は、次の各号のいずれかに該当するときは事業計画変更承認申請書を提出し、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。ただし、軽微なものについては、この

限りでない。

- (1) 採択事業に要する経費の配分を変更しようとするとき
- (2) 採択事業の内容を変更しようとするとき
- (3) その他申請に係る事項の変更をしようとするとき

2 市長は、実施団体から前項の申し入れがあったときは、直ちに実施団体と協議を行い、措置を決定し、通知するものとする。

(採択事業の中止等)

第 1 2 条 実施団体は、採択事業を中止し、又は廃止しようとするときは事業中止・廃止届を市長に提出するものとする。

2 市長は、実施団体から前項の届出があったときは、直ちに採択事業の中止・廃止に伴う補助金の返還を命ずるなど措置を決定し、通知するものとする。

(事業報告)

第 1 3 条 実施団体は、採択事業が終了した日の翌日から起算して 3 0 日を経過した日又は当該年度の 3 月 3 1 日のいずれか早い日までに、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。ただし、やむを得ない事情があると市長が認める場合はこの限りでない。

- (1) 実績報告書
- (2) 事業報告書
- (3) 収支精算書
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 実施団体は、市長から求めがあるときは、採択事業の進捗状況を市長に報告しなければならない。

(採択事業の評価等)

第 1 4 条 採択事業の事業評価にあたっては、市長が審議会に諮問するものとする。

2 市長は、審議会から事業評価の答申があったときは、必要な措置を講ずるものとする。

(事務局)

第 1 5 条 事務局は、市民活動推進課に置く。

2 事務局は、次の事務を所掌する。

- (1) 第一次審査となる書類審査に関すること。
- (2) 円滑な事業実施への連絡や調整に関すること。

3 審査の公平・公正を期するため、市民活動推進課は、第 6 条第 3 項に規定する市担当課から除く。

(補助金に係る帳簿等の保存年限)

第16条 実施団体は、補助金に係る帳簿及び証拠書類を、事業完了後5年間保存しなければならない。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成18年11月21日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前に、協定書を締結した採択事業については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年5月19日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成20年度又は平成21年度に新たに実施した採択事業のうち、引き続き平成22年度以降に採択を受けて実施する採択事業の補助率及び補助額については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年10月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年10月26日から施行する。

別表（第2，3，8条関係）

部門	自主事業部門	協働事業部門	
コース	自主事業コース	市民提案コース (団体の企画提案)	行政提案コース (市がテーマを提示し団 体が企画提案)
補助の目的	自主活動を充実・発展さ せるための補助	団体と市が協働という手法で実施することで、より 効果的になり市民サービスの向上につながる事業を 実施するための補助	
補助率	対象経費の90%以内	対象経費の75%以内	対象経費の100%以内
補助の上限	30万円	50万円	
応募要件	申込日現在で1年以上の 活動実績がある団体	自主事業コースで1年以上 の実績がある団体、又は同 等の実績がある団体	申込日現在で1年以上の活 動実績がある団体
補助年数	3年以内	3年以内	3年以内

交付額は千円単位（千円未満切捨て）とする。